

昭和56年以前の木造住宅について

耐震改修費補助金の拡充および耐震シェルター等設置費補助金の新設をしました！

市では、昭和56年5月31日以前に建築された住宅についての耐震改修費用に対する補助金上限額を拡充し、耐震シェルター等設置費用についても補助することといたしました。

補助要件概要

既存木造住宅・・・昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造一戸建て住宅または併用住宅。

調査機関・・・建築士法第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士または木造建築士で建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習と同等以上の過程を修了した者。

耐震診断・・・右記の調査機関が「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会発行）に定める診断方法により地震に対する安全性を評価すること。

耐震改修・・・耐震診断により判定値が1.0未満と判定された木造住宅または併用住宅において、判定値が1.0以上となるよう実施する設計・耐震補強工事・工事監理。

除却・・・旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票に基づく判定により、倒壊の危険性があると判断された木造住宅または併用住宅を除却すること。

耐震シェルター等設置・・・耐震診断により判定値が1.0未満と判定された木造住宅または併用住宅において、地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的とした耐震シェルター及び防災ベッド等を1階に設置すること。

補助対象住宅

(1)地上2階建て以下の住宅で、在来軸組構法、伝統的構法および枠組工法により建築されたもの。

(2)建築基準法の規定に違反していないこと。

(3)勝浦市空家等対策の促進に関する条例に基づき特定空家等として認定されたものでないこと。

補助対象者

・勝浦市の住民基本台帳に記載されていて補助対象住宅を所有している方。
・補助対象社の世帯に市税等を滞納している者がいない方。

補助金の額

耐震診断・・・耐震診断に要した費用の額で15万円を限度とする。

耐震改修・・・設計・工事費・工事監理に要した費用の合計額に3分の2を乗じた額で100万円を限度とする。

除却・・・除却工事に要した費用に100分の23を乗じた額で20万円を限度とする。

耐震シェルター等設置・・・耐震シェルター等設置に要した費用に2分の1を乗じた額で20万円を限度とする。

補助の制限

・補助対象住宅1棟につき1回。

申請期間

・工事等の実施前かつ当該年度の12月10日まで

【申込み・問合せ】

都市建設課 都市計画係

7316627